

ハイライト:

・平成20年の法人税制改正を解説します。

2008年6月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

平成20年度税制改正
に関して 1 2

梅雨に入り、紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。

第34号では、20年度税制改正の内、中小企業税制の改正等に関する解説を行いました。

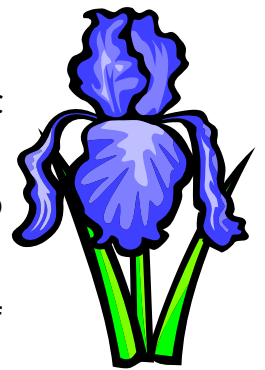
内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、訪問時等に遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦

中村友理香



平成20年度税制改正に関して

平成20年度の税制改正は、ねじれ国会によりなかなか可決に至らず4月まで成立がずれ込みました。今回の改正は法人税関連については小粒の内容といわれていますが、中小企業にとって利用価値のある改正事項もありますので、是非ご一読ください。

☆減価償却制度の改正 (^_^)

減価償却制度については、平成19年度改正において、償却可能限度額を廃止する等の抜本的な見直しが行われましたが、平成20年度ではさらに機械装置を中心に資産区分の大括り化を図ると共に法定耐用年数も見直しされました。新資産区分及び新耐用年数の適用は平成20年4月1日以後開始する事業年度からですが、新規取得分だけでなく、既存の資産も適用対象とされます。耐用年数はおおむね短縮化されています。

・機械装置の資産区分 390区分 → 55区分へ

☆情報基盤強化税制の改正 (^_^)

対象法人	青色申告書を提出する法人
対象資産	①OS及びこれと同時に設置されるサーバー ②データベース管理ソフト及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフト ③ファイアーウォールソフト(①又は②と同時に取得されるものに限られます) ④部門間、企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェア
制度の概要	平成20年4月1日～平成23年3月31日までの間に、対象資産を取得し、事業の用に供した場合には、取得価額の50%相当額の特別償却又は10%相当額の税額控除(法人税額の20%相当額が限度)の選択適用が認められます。

なお、資本金1億円以下の法人については取得価額の最低限度額が70万円(改正前は300万円)となり、リース資産についても税額控除が認められます。

☆中小企業投資促進税制 (^_^)

青色申告をしている中小企業者等が機械装置等を取得した場合に税額控除等を利用できます。

対象資産	機械装置	器具備品 ①電子計算機 ②デジタル複写機	ソフトウェア	貨物自動車	船舶	選択適用	
						特別償却	税額控除
取得価額等	160万円以上	120万円以上	70万円以上	3.5トン以上	取得価額の75%が制度対象	取得価額の30%	取得価額の7% (法人税額の20%が限度)

※ リース資産も対象となりますが、上記とは条件が若干異なります。

☆人材投資促進税制の拡充 (^_^)

中小企業については、事業年度の労働費用に占める教育訓練費の割合が一定水準(0.15%)以上の場合、当該教育訓練費の総額の8~12%に相当する額が税額控除されます。

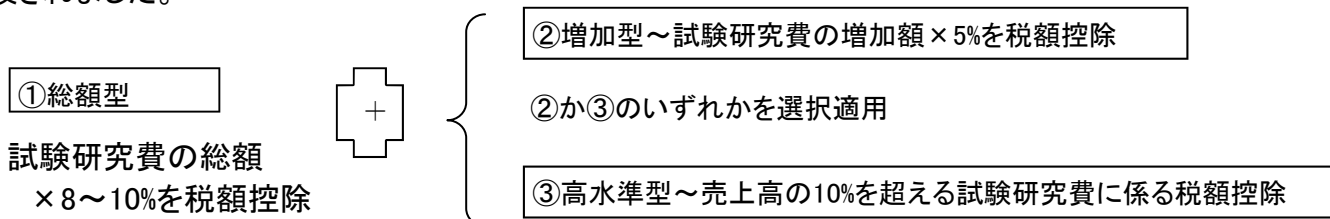
※ 税額控除率: $8\% + (\text{教育訓練費} / \text{労働費用} - 0.15\%) \times 40$

なお大企業については、平成20年3月31日をもってこの制度の適用は廃止されます。(>_<)

例: 教育訓練費割合が0.25%の場合、税額控除率は $8 + (0.25 - 0.15) \times 40 = 12\%$ となりますので教育訓練費総額 $\times 12\%$ が当年度の税額控除額となります。

☆試験研究費税額控除制度 (^_^)

①試験研究費の総額にかかる税額控除に加え、②試験研究費を増加させた場合と③売上高に占める試験研究費の割合が一定水準を超える場合のいずれかを加えることを選択できる税額控除制度が創設されました。



☆その他 (^_^)

・資本金1億円以下の中小企業者等に認められている取得価額30万円未満の即時償却制度は2年間(平成22年3月31日取得分まで)期限延長されました。

・交際費等の損金不算入制度の特例(資本金1億円以下の法人は定額控除限度額に達するまでの金額の10%相当額+定額控除限度超過額を損金不算入とする)は2年間延長されました。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。